



NO. 230
2014. 7. 25

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.
ne.jp/~k-union

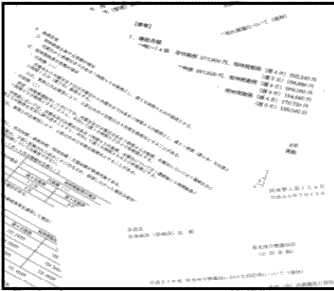


義務的再任用は「年金支給まで再任用すること」で「常時勤務」でない 義務的再任用の解釈を都合良く改ざん

各地整は7月に入って一斉に「平成27年度再任用者募集要項」を職場に通知しました。今回の「要項」の特徴は、本省が「義務的再任用は「年金支給まで再任用する」事であって、「常時勤務で再任用する」事でないことを強弁していること、職場からの粘り強い追及のなか、出張所勤務などが改善されていることです。

平成27年度 再任用募集要項全国で通知 出張所勤務拡大等で改善も

中部・中国地整の募集要項に「義務的再任用の考え方」が記載されています。その内容は「義務的再任用とは「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）に基づき、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、



各地整の「募集要項」

再任用を希望する場合における再任用のことです。」と解説されています。二地整で同じ内容ですので、これは中部・中国独自の考えでなく国土交通省としての考えであるのは明白です。

「義務的再任用」については、「募集要項」で言う「閣議決定」や、同年の7月1日付け国土交通省大臣官房人事課長名で出された「通知」でも、「義務的再任用」については、「常時勤務する官職に再任用するものとす」と常時勤務を基本とすることが明記されています。総務省も「常時勤務が基本で短時間勤務は例外」と回答でユニオンに回答しています。ところが国土交通省は「定年退職する職員が公的年金の支給開始

年齢に達するまでの間の再任用」を「義務的再任用」とまだ職員をごまかそうとしています。平成26年度に「常時勤務の再任用を全府省のなかで地整と地理で実施しなかつたことを、このような定義の改ざんを行のごまかそうとしています。なんと「姑息」なことでしょう。

東北地整は 昨年の要項を修正

東北地整は、昨年の「募集要項」で「なお、行（一）職員については、原則短時間勤務（週4日勤務）」としますとの表記を行い、募集当初から「義務的再任用」は実施しない内容であったため、「閣議決定違反・本省通達違反」とユニオンが指摘してきたところでしたが、今年の通達では、常時勤務・短時間勤務それぞれの表記を行い、間違いを修正しています。

管理職等アンケートにご協力をお願いします

国土交通省管理職ユニオンは、7月より「管理職等アンケート」を取り組んでいます。このアンケートは、国土交通省（旧建設）の本省、地方整備局、国土地理院等に勤務する管理職員等を対象に、1998年の結成以来、2年に1回実施しているもので今回が9回目となります。ご協力をお願いします。

設問に対する回答は8月31日までに「別紙」回答用紙に記入して、職場の管理職ユニオンの担当者に渡して下さい。近くに管理職ユニオンの担当者がいない場合は、同封の返信用封筒に入れて投函して下さるようお願いいたします。

常時勤務の再任用は定員とは別枠で

とによって4日勤務を3日勤務に「勤務条件」を大きく変更したい考えの表れといえます。

また、これまで「募集要項」で、「事務所本所」という表記を行い出張所勤務を否定していましたが、ユニオンの粘り強い追及の結果、九州を除く地整では、本所との表記がなくなり、出張所勤務の障害が取り除かれました。九州地整のみが出張所勤務を認めないことになっていく訳ですが、他の地整と違う特別な理由があるのか追及していく必要があります。

任期の更新については、年金支給開始年齢に達した翌年は「更新」でなく「採用」と明記し使い分けをしています。これは、義務的再任用として4日勤務をさせている職員が年金支給開始年齢に達した翌年に「勤務継続」をしようとした場合「更新」でなく「採用」とすること

私たちは管理職ユニオンは、再任用制度は単に収入を得るために一定期間雇用されたいというのではなく、「働きがいを持って公務に貢献し」、現役の職員からも「あの人がいて良かった」と歓迎され、「経験や技術等が職場に引き継がれる」ような制度にすべきと考えています。

また、常時勤務の再任用は定員とは別枠とし、新規採用者、世代間のバランスを図り、定員事情を理由にハーフ勤務を強要しないことも求めています。

平成27年度再任用者募集要項の各地整比較

< 1, 採用対象者 >

- ・中部・中国地整は、「義務的再任用」と「裁量的再任用」と明示し「義務的再任用」は平成26年度定年退職者、「裁量的再任用」はすでに再任用されている方のうち昭和25年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた職員との表記
- ・他の地整は、①平成26年度定年退職者 ②すでに再任用されている方のうち昭和25年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた職員との表記
- ・なお制度上は、65歳未満なら、現在再任用されていなくても再任用は可能となっていますが、国土交通省は「すでに再任用されている職員」との制限を設けています。

< 2, 任用官職及び格付け >

- ・行政職（一）であった者は、行政職（一）4級、3級又は2級
- ・事務官・技官の記載ありなしに地整別に差があり。

< 3, 業務内容 >

- ・北陸、関東、中部、中国、九州、地理は「原則として経験のある業務」「定年前と同様の業務」の表記があるが東北、近畿、四国地整は「行（一）事務・技術の表記」

< 4, 採用・任期・更新方法 >

- ・更新は65歳に達した年度末まで可能。しかし、東北、関東では年金支給開始年齢に達した翌年は「更新」でなく「採用」と明記。

< 5, 勤務官署 >

- ・九州を除く全地整で「事務所本所」から「事務所」という表現となり、出長所勤務の制限を廃止。地理を含む全地整で「配置換えあり」の表記。

< 6, 勤務形態と勤務時間 >

- ・勤務形態は東北、北陸、中部、中国、四国、地理で「週4日又は3日」のみの明記。近畿、九州は二種類の曜日指定、関東は一種類の曜日指定（なお書きあり）。

官民の賃金引き下げ競争を狙った給与制度の総合的見直し勧告を中止せよ

全国で人事院地方事務局交渉始まる

職場から託された「見直し反対署名」も提出

署名提出を行う東北
堀井委員長



「地方と都会との賃金格差は広がるばかり。「同一労働同一賃金」が基本だ」「これでは官民に賃下げ競争をさせていることではないか」「五〇歳台後半は、職責は重い賃金だけが下がるのは問題だ」「管理職員の災害時・深夜勤務には超勤手当を支給すべきだ」「事務所課長と出張所長の6級定数の拡大を」「再任用フルタイム採用をしない国交省を指導せよ」と夏の人動に向けた要求と職場要求を携えて、7月3日の中部支部を皮切りに全国で人事院地方事務局交渉が実施されています。この交渉には職場から託された「給与制度見直し反対署名」も提出されいます。

とんでもない暴言 人事院九州地方事務局長 「人事院は代償機関でない」

7月11日国公九プロとの交渉で、人事院九州事務局長が、「九州人事院に与えられた役割は意見を聞いて報告すること。事務局としての意見はいえない」と回答し、参加者から厳しい追及をうけそれに対して「我々は中立機関であってあなたたちの代償機関では無い」と回答しました。

組織存亡の危機にあり、政府にスリよりたいのか、情けない。



署名提出を行う竹内中部委員長



地方事務局を追及する高橋北陸支部委員長



九州地方事務局との交渉



中国地方事務局との交渉